

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

秩父市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】 保険年金課

国民健康保険の運営を安定化させることは、社会保障制度上の重要な課題であると認識しております。当市でも、収納率の向上や県交付金獲得のための事業見直し、医療費適正化の取組や各種保険事業の実施など、保険者として歳入確保及び歳出抑制に努め財政の健全化を目指していますが、赤字状態が続いています。また、急速に進む少子高齢化は、国民健康保険に限らずすべての医療保険制度において深刻な問題と考えます。

将来にわたって安定的で持続可能な医療保険制度を構築するために、市町村と十分に協議しながら必要な医療保険制度改革等を実施するよう、国や県に対し引き続き要望してまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】 保険年金課

保険税率については、引き続き市町村が標準保険税率を参考に決定することとされていますが、県内どこに住んでも原則として同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税額となることは、被保険者にとっては分かりやすくなるとも言えます。

保険税水準の統一について、埼玉県運営方針では、被保険者の負担が大きく変動することや県内すべての市町村が同等の被保険者サービスの提供を行う必要があることなどの課題があるため、直ちに保険税水準を統一することはせず、3段階に分けて進めていくとされています。市町村職員を含む県のワーキンググループも設置されており、引き続き慎重な協議が重ねられています。

- ② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁

止するのであれば憲法 92 条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】 保険年金課

一般会計の財政状況は厳しく、事業の見直しや経費削減等、財政健全化が進められている中、国民健康保険会計の赤字補てんのために法定外繰入を続けることは難しい状況であると考えます。また、法定外繰入については、国民健康保険の被保険者以外の方を含む市民全体で国保会計を支えることになるため、慎重に議論する必要があります。

③第 3 期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】 保険年金課

財政支援の充実については県に要請しているところであり、今後も要請していきたいと思えます。

④国保法 77 条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18 歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】 保険年金課

少子化対策もとても重要なことですが、18 歳までの子どもの均等割はなくすことによって税収が減少すると、19 歳以上の方の負担が増えることになるため、全体のバランスに配慮しながら慎重な協議が必要と考えます。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 保険年金課

国保税の賦課においては、応能・応益の原則が取られています。その中で、応能・応益負担のバランスを取りながら被保険者間の負担の公平を図り、適正な国保税率、賦課方式などを、今後も秩父市国保運営協議会で検討していきたいと思えます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 保険年金課

子どもの均等割については、令和 4 年度から未就学児を対象に 5 割軽減する制度が全国的に導入されております。秩父市においても軽減のために必要な条例改正を行い、令和 4 年度当初課税分より適用しております。対象年齢や減免額の適用範囲拡大については、全国知事会や全国市長会からも要望されているところであり、保険税水準の統一の観点からも、国の責任と負担のもと実施すべきものと考えます。当市としましても、支援の拡大について引き続き国や県に要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 保険年金課

県国保運営方針の中で、一般会計からの繰入削減・解消が掲げられていることから、繰入額を増額することは難しいと考えます。歳入確保、歳出削減に努め、一般会計からの法定外繰入に頼ることのない健全な財政運営を目指してまいります。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】 保険年金課

当市におきましては、一般会計から繰り入れをしている状況なので、財政調整のための基金はございませんが、できる限り必要最小限の引き上げを検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 保険年金課

税負担の公平を図ることを目的に、国民健康保険法や秩父市の交付要綱等に基づき短期保険証を発行しています。窓口相談で被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明し対応してまいります。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 保険年金課

短期保険証の対面交付は、納付相談の機会の確保と納付についての理解を得ることを目的に実施しています。税負担の公平性の観点からも、被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明し対応してまいります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 保険年金課

資格証明書は、税負担の公平を図ることを目的に、国民健康保険法、秩父市の交付要綱等に基づき、弁明書の提出に応じない世帯に発行しています。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明し対応してまいります。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】 保険年金課

マイナンバーカードと保険証の一体化については、国の方針のもと全国的に進められている政策です。具体的な事務手続きは今後示される予定ですが、資格確認書にあっては、手続き漏れがないよう申請勧奨し、代理による申請や申請がなくても交付するプッシュ型の活用も検討されているところです。保険者には、現物給付による保険診療を受けられない方が生じないように、

資格確認書の速やかな交付が求められています。

マイナンバーカードの被保険者利用は、被保険者、保険者及び医療機関等がその利便性が享受できるよう制度設計されたものですが、運用開始後、情報登録等において様々な問題が生じている状況です。今後の対応については、国の動向を注視し、安心して保険診療を受けていただけるよう、適切な事務処理に努めてまいります。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6か月としてください。

【回答】 保険年金課

現行制度においては、短期被保険者証の有効期限は6か月としておりますが、被保険者証の廃止に伴い、短期被保険者証も廃止されます。廃止後は、保険税を滞納している方のうち、災害や病気などの特別な事情なく1年以上滞納している方に対しては、特別療養費（償還払い）の支給に変更する旨の事前通知を行った上で、特別療養費を支給します。

国民皆保険制度において、受療権は当然に保障されるべきものですが、その一方、被保険者の税負担の公平性を担保することも重要なものと考えますので、ご理解いただけるよう丁寧に対応してまいります。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】 保険年金課

生活保護基準を目安とした保険税の減免基準は設けていませんが、減免制度について、窓口相談等においてご理解いただけるよう丁寧に説明し、状況を確認しながら適正に対応してまいります。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】 保険年金課

窓口における一部負担金の減免については、秩父市規則により減免基準を規定しています。免除基準は国が定める基準に準拠、減免基準は生活保護基準の1.1倍で、いずれも現在の生活保護基準よりは高く設定しています。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に対応してまいります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 保険年金課

窓口相談等においてご理解いただけるよう、丁寧な説明及び記入の案内に努めます。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 保険年金課

一部負担金の減免については、申請書及び添付書類の提出後、減免要件に該当するか審査する必要があります。そのため、医療機関会計窓口での申請手続きは難しいと考えます。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】 納税課

納税相談の際は、収入支出等を含む生活状況を聞き取りし、生活実態の把握に努め、納税困難な方に対しては、その状況に応じて、福祉部門や市民相談の窓口等へ案内するなど、他部局とも連携しながら相談を行っております。

今後も、一人ひとりの状況に応じた丁寧な対応を心がけてまいります。

- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】 納税課

給与及び預貯金等の差押を行う場合には、差押禁止に関する法令を遵守し、差押禁止額以上の差押えは実施しておりません。滞納処分により生活が困窮しないよう留意しています。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 納税課

売掛金等の差押を行う場合には、確定申告書等の確認の他、納税者の生活状況などの調査を行った上で、生活に支障がない範囲で行っております。また、同時に取引先との状況についても十分に調査するなど配慮しております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 納税課

国民健康保険税については、市税等の一部であるために、他の市税と比較し特別な扱いとすることは難しいのが実情です。ただし、市民の生活に直結した税ですので、丁寧に生活実態の聞き取りなど調査をした上で、生活に著しい支障が生じることのないよう配慮しながら慎重に対応しております。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 保険年金課

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金については、被用者以外の方も支給対象とするよう県に対し要望してまいりましたが、個々の就業状況や収入の把握が困難であるといった課題があることから、対象とすることは難しいとの回答を受けております。なお、令和 5 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置づけられたことに伴い、当該感染症にかかる傷病手当金に対する国の財政支援の適用期間は、令和 5 年 5 月 7 日までとされています。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】 保険年金課

国民健康保険制度において、傷病手当金は任意給付ですが、新型コロナウイルス感染症の影響

による休業中の所得補償のため、緊急的・特例的な措置として設けられました。支給額については、全額が国負担であり、当市においても国の財政支援の適用範囲に合わせ、新型コロナウイルス感染症に限定した規定とし、支給してまいりました。

コロナ収束後も恒常的に、また適用範囲を拡大して実施することは、財源確保の問題や(9)①で述べた課題等があるため、十分な協議が必要と考えます。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 保険年金課

委員は現在 17 名で、被保険者代表委員 5 名、保険医・保険薬剤師代表委員 5 名、公益代表委員 5 名、被用者保険代表委員 2 名です。選出については、議会や医師会、事務局等からの推薦により委嘱しています。公募については、今後の検討課題とさせていただきます。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 保険年金課

委員構成については、地区を考慮した被保険者代表をはじめ、議会や医師会等から推薦された方など多方面にわたっています。会議では幅広い人材により様々な意見が出され、適正な事務事業が実施されるよう協議を重ねています。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】 保険年金課

他市町村の状況を注視し、検討してまいります。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 保健センター

現在、特定健診の集団健診会場では肺がん・大腸がん・前立腺がん検診の同日実施を行っております。また協会けんぽ加入者の特定健診会場で大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診の同日実施をしております。個別健診においては、各医療機関へ相談をしております。

③ 2023 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】 保健センター・保険年金課

(ガン健診) 受診勧奨の取り組みとして、大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診について、一定年齢の方を対象とした無料がん検診を実施し、対象者へ受診勧奨および再勧奨、要精密検査未受診者への勧奨等を実施してまいります。公民館や保健センター事業等でチラシの配布、市ホームページやちちがエフエム、SNS など活用し受診勧奨を強化してまいります。保健センターまつりでも大腸がん予防と検診の有効性について啓発を行う予定です。また受診者の利便性の向上のため、国保特定健診の申込者へがん検診申込書を同封、無料がん検診対象者は電子申請や大腸がん検診キットの郵送、大腸がん検診の申し込み・検体回収日程の拡大を図ってまいります。

(特定健診) 特定健診対象者全員へ通知を送付するほか、市報や秩父市 HP、デジタルサイネ

ージ、職員の PR ポロシャツの着用等で健診の周知を行っています。また、特定健診未受診者に対して受診勧奨通知を送付する予定です。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 保健センター・保険年金課

(ガン検診) 検診結果について、電子データとして保管し、静脈認証とパスワードでアクセス制限をかけ、個人情報の管理をしております。

(特定健診) 紙媒体の健診結果は施錠できる場所に保管を行っています。また、健診申込者リストなど電子データとして保管するものについては静脈認証とパスワードによるセキュリティ対策を実施しております。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022 年度(令和 4 年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】 財政課

令和 4 年度末の現在高は 2,925,650,200 円となっております。

② 高すぎる国保税を引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】 財政課

財政調整基金を財源としていませんが、一般会計から国保会計に対し、赤字補填分も含め、毎年度 5 億から 7 億円程度を繰り出しており、財政的な援助を実施しております。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 保険年金課

一部負担金の引き上げを含めた健康保険法等改正の背景には、少子高齢化の進行、増加する医療費の問題があり、それを支える現役世代の負担上昇を抑制し、健全な社会保障制度を継続していくための対策が必要とされています。後期高齢者医療制度の健全な運営を図っていくために、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(2) 窓口負担 2 割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】 保険年金課

国会での法案審議の際、「窓口負担を軽減する自治体が出てくるのではないか」との指摘に対し、厚生労働大臣から「地方単独事業での軽減措置は、窓口負担割合を規定した法の趣旨に反することから好ましくない」旨の答弁がありました。

2. (1)で回答させていただいた内容と重複しますが、健全な社会保障制度を継続していくため、後期高齢者医療制度の健全な運営を図っていくためにも、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 保険年金課

住み慣れたまちで自立した生活を送るために、病気の予防や健康づくりに取り組んでいただく必要があり、健康診査や人間ドック受診料補助など健康増進に関する事業を実施しています。令和2年度より、国保、後期の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、医療機関未受診等の健康状態不明者の把握等、より実効性の高い事業となるよう体制を構築しています。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 保険年金課

健康診査は、個別医療機関での受診を実施しています。感染症予防対策をしながら、受診環境を整えるなど、受診率向上を図っています。人間ドックは、1年度1回に限り受診料の補助をしています。令和2年度より、国保、後期の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、より実効性の高い事業となるよう体制を構築しています。また、令和元年度から埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加しています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】 保険年金課・保健センター

健康診査は、無料で実施しています。人間ドックは、1年度1回、28,000円を限度に受診料の補助をしています。ガン検診は、年1回無料で受診できます。歯科健診は、後期高齢者医療制度に加入した次年度と80歳に到達した次年度の2回無料で受診できます。

難聴検査については、健康診査でも、検査の基本項目になっていないため、健診等で無料で実施するのは、財政面からも難しいと思われます。また、難聴検査の実施機関も限られているため、聞こえに不安があるような場合は、速やかに医療機関を受診いただくよう、介護予防との一体的実施事業の個別訪問、通いの場支援等でも、ヒアリングフレイルの啓発とともに、働きかけてまいります。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】 高齢者介護課

令和4年10月より中等度難聴者への補聴器購入費助成制度を開始しております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】 地域医療対策課

病院の再編・統合・縮小に関する地域医療構想などの方針に対する意見については、国や県の方針や動向を踏まえ、検討してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 地域医療対策課

医師の確保については、ちちぶ定住自立圏事業における「ちちぶ医療協議会」として、地域内の医療機関と行政が連携し、総合診療専門医養成プログラムを立ち上げ、専攻医の募集を続けてまいりました。令和4年4月から専攻医が診察を含めた研修を開始しています。今後、秩父地域内の医療機関でも研修する予定です。また、令和3年3月から市の医学生奨学金による医師が市立病院での勤務を開始するなど医師確保事業の成果がでてきております。

看護師確保についても、令和2年度から開始した市立病院での勤務を希望する看護学生奨学金制度を利用した看護師が、令和4年および令和5年4月から市立病院での勤務を開始しています。また、看護師を養成する秩父看護専門学校の学生確保事業である「魅力あふれる看護学校づくり事業」に対して、「ちちぶ医療協議会」として、令和4年度から支援を開始しました。まず看護学生を確保し、秩父地域内で働く看護師確保につなげていきたいと考えています。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】保健センター

保健センターの人員体制について、検討してまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】地域医療対策課

新型コロナウイルス感染症対策については、今後も秩父保健所および秩父郡市医師会と連携しながら進めてまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】地域医療対策課

高齢者施設や保育施設、学校などでの検査については、国や県の動向に沿って実施してまいります。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】地域医療対策課

埼玉県の実業として、感染の不安がある方で無症状の埼玉県民を対象に、無料でPCR検査や抗原定性検査が受けられるご案内をしていましたが、現在は事業が終了しています。PCR検査については、国や県の動向に沿って実施してまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用率2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】高齢者介護課

介護保険制度は、増え続ける要介護者と介護を取り巻く環境の変化に臨機応変に対応するため、2012年度以降は3年ごとに制度の改正がされております。超高齢社会となった我が国にとって、制度を持続可能なものにするために、時代に即した介護保険法の改正が行われていくことが考えられます。

市としては、高齢者やその家族が必要以上に不安にならないように、何が改正されるのか、また改正で何がどう変わるのか、正しい情報を市民に伝えていくことが重要であると考えております。今後も国の動向に注視してまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】 高齢者介護課

保険給付費は年々増加しております。一概には言えませんが、次期改定時の介護保険料の増額を極力抑えられるよう介護保険事業の運営に努力してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】 高齢者介護課

介護保険条例にて保険料の減免については規定しており、個々の状況に応じて保険料の一部減額を実施しておりますが、他課との連携を取りながら、より一層迅速に対応できるよう努めてまいります。また、制度の拡充につきましては、市の財政状況等勘案し、また、国、県及び他市町村の動向等も踏まえ検討してまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】 高齢者介護課

介護保険の利用料限度額につきましては、要介護度区分に応じて見込まれる必要量を目安に全国一律で設定されております。そのため給付適正化の観点から、区分支給限度基準額を超えた利用分につきましては、実費での負担とさせていただいております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】 高齢者介護課

一昨年の改定で負担が増えた方に関しては、実数は把握しておりませんが、負担増に関しての相談は受けております。今後、市の財政状況等勘案し、また、国、県及び他市町村の動向等も踏まえ検討してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】 高齢者介護課

介護保険負担限度額認定の制度で、特定の施設を利用した場合の食費・居住費の軽減は行っております。ただし、利用できる施設が限られているため、上記のような施設でも軽減が受けられるよう、国に要望してまいりたいと思います。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】 高齢者介護課

利用者や職員の陽性や濃厚接触者認定などで休業を余儀なくされた事業所も複数ありましたが、経営悪化の報告は受けておりません。令和4年4月より「感染症または災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の加算」が新設されるなど、業務継続に向けた取組の強化が図られています。市としては、今後も情報収集や事業所への情報共有に努めてまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】 高齢者介護課

介護事業所への衛生物品の提供につきましては、国や県などを通じて定期的に提供があり、令和3年度には計463,500双の手袋を配布いたしました。令和4年度については、商品が市場に出回り購入できる状況になったためか事業所からの要望はありませんでした。今後もそのような提供があれば適宜対応してまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】 保健センター・高齢者介護課

(保健センター) 新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の示す方針に従って接種を進めており、障がい者支援施設を含む高齢者施設等の入所者及び従事者に対し、通常の接種とは別に、早期に施設での接種ができるよう進めております。

(高齢者介護課) 高齢者施設入所者とその従業者に対して、5月から順次実施しております。その従業者には通所サービスの従業者も含まれます。

現在は、感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したため、公費による定期的なPCR検査の実施はございません。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】 高齢者介護課

第6期介護保険事業計画の計画期間中に特別養護老人ホーム129床、看護小規模多機能型居宅介護事業所1施設の整備を行いました。以降は整備実績がなく、第8期介護保険事業計画では、計画期間中の整備予定はございません。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】 地域包括支援センター

秩父市では高齢者の皆様が住み慣れた地域で可能な限り安心して生活が続けられるよう、高齢者を支える中核機関として、市内3か所（秩父、吉田、大滝・荒川）に直営による地域包括支援センターを設置し、心身の健康の維持及び生活の安定のために必要な支援を実施しております。

地域包括支援センターには厚生労働省が定める設置基準により、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置し、各専門職が連携を図りながら業務に取り組んでおります。

3職種の配置は、第1号被保険者3,000人から6,000人ごとに1名ずつ配置することが定められております。

旧秩父市区域を担当する秩父地域包括支援センターの場合、3職種をそれぞれ3名以上配置する必要がありますが、現在は主任介護支援専門員が2名しか配置されておられません。

しかし、今年度中に新たに主任介護支援専門員を取得予定の職員がおり、今後は配置基準を満たし、体制の改善が見込まれております。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 高齢者介護課

介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員につきましては人材育成のための環境整備を県への要望等も含めて秩父圏域で協議してまいります。

また、今年度も昨年度と同様、緩和の訪問介護サービスの担い手養成研修を実施する予定です。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】 子育て支援課

令和4・5年度、埼玉県社会福祉協議会のヤングケアラーモデル事業として、秩父市社会福祉協議会が「ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」（「ヘルパー派遣」・「ヤングケアラーについての広報・啓発活動」）を実施しており、当市も支援事業に連携し携わっております。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】 高齢者介護課

自立支援・重度化防止の取り組みを国が採点し、その成績によって自治体に交付金が配分されます。この採点方法である国で定めた評価指標が、全国一律であることと市町村の自己評価であることから、正しい評価ができていないかといったことは懸念されております。しかし国では評価指標について、分析・検証を行い改善を図り、過去の調査結果を比較分析しております。

持続可能な介護保険制度を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会づくりのために、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的かつ継続的に提供する

体制の構築に向けて取り組んでおります「地域包括ケアシステム」の中でも評価指標について検証していくことが重要であると考えております。ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】 高齢者介護課

今後、介護保険サービスの利用者数が伸び続けることが見込まれ、高齢者や地方の過重な負担が危惧されることから、介護保険制度の長期にわたる安定的な運営を確保するため、第一号被保険者の負担軽減になるよう、介護保険財政に対する国庫負担割合を引き上げることを国に要望してまいりたいと思います。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】 障がい者福祉課

第七期秩父市障がい者福祉計画策定委員会では、当事者団体である秩父市身体障害者福祉会、秩父手をつなぐ育成会、秩父郡市精神保健福祉会、秩父当事者会メンバーから委員をご推薦いただき、計画の策定にご参加いただいております。また、アンケート、ヒアリングにより、当事者の意見を伺う予定です。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

障害者地域生活支援拠点等の整備については、秩父地域自立支援協議会にプロジェクトチームを設置し、令和5年度末までの設置を目標に検討を進めております。秩父地域の特徴に合った、地域の資源を活かした事業とするために、特定の拠点を設置する拠点整備型ではなく、地域の事業所がそれぞれ役割分担しながら地域生活支援拠点等の機能を実現する面的整備型を想定し、相談体制の強化、緊急受け入れの仕組み作りを進めてまいります。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】 障がい者福祉課

障害者地域生活支援拠点の整備・運営には、多額の費用を要することから、国県等の補助等を有効に活用し、持続可能性のある拠点整備・運営に取り組んでまいります。

- (3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由

を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

当該市町内に入所施設は3か所、グループホームは37か所あり（埼玉県 指定施設・事業所一覧より）、利用状況はそれぞれ65人／月前後、85人／月前後（第六期秩父市障がい者福祉計画より）で横ばい傾向にあります。今後、利用状況の動向をみながら各事業者とともに計画的な設置等について検討していきたいと考えております。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 障がい者福祉課

現在、地域包括支援センターや高齢者介護課等の他課と連携・情報共有をしており、介護保険や障がい福祉サービス等の適切な案内に努めています。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】 障がい者福祉課

障害者施設の職員不足は、秩父地域自立支援協議会においても喫緊の課題ととらえています。特に障がい者の相談支援について、相談支援事業所の閉鎖などによる相談支援専門員の不足が課題となっています。そこで、令和2年度から運営している秩父地域障害者基幹相談支援センターにおいて、人材育成を目的とした研修の企画や相談支援事業所の支援を行っております。今後は、介護保険事業者との連携を軸に、職員不足の解消に取り組んでまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 障がい者福祉課

所得制限に関しては、本人の収入のみを判定しています。他の障害者福祉サービス同様、応能負担をお願いするものとなっておりますことからご理解いただきたいと思います。また年齢制限の撤廃に関しましては、県の補助金交付を受けない秩父市の単独補助となり、財政的に大きな影響を与えます。近隣自治体とも協議し、制度を今後も安定かつ継続的に実施していくためにやむを得ない判断となりますので、ご理解いただきたいと思います。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】 障がい者福祉課

精神障害者2級で後期高齢者医療制度障害認定を受けている方、急性期の精神科入院で後期高齢者の方については、補助の対象となっております。それ以外の方については、県の補助金を受けない秩父市の単独補助となるため、今以上の対象者の拡充は難しいと考えております。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増え、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】 障がい者福祉課

関係機関の協力を仰ぎながら実態把握に努め、必要とする情報やサービス提供などの支援を検討するとともに、県の動向を注視し、医師会等のご協力をいただきながら、医療機関へ情報提供をしております。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

秩父市では、障がい児（者）生活サポート事業を実施しております。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 障がい者福祉課

秩父市では年間利用時間を120時間としておりますが、令和4年度より透析治療を受けている対象者については、年間利用時間を150時間に拡大しました。しかしながら、人口規模による上限額により県補助金交付額が年間105万円に留まっており、事業にかかる負担が市に偏重している状況です。県補助金の増額が見込めない中、市単独では大幅なサービスの拡充は困難であると考えております。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】 障がい者福祉課

上記の通りの実情であり、市単独では今以上の使用者の負担軽減は困難であると考えております。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】 障がい者福祉課

初乗り料金の改定を受けて、令和2年度より利用券の配布枚数を24枚から28枚に増やしました。また、令和5年度より1回の利用枚数を1枚から2枚まで利用できるよう、制度改正を行いました。県・市ともに厳しい財政状況の中、現行の制度維持に努めておりますが、さらなる補助額の増加は難しいことや、県・県内市町の動向をふまえた形態で事業を実施していることから、実施形態を独自に変更・拡大することは困難な面があります。今後も、近隣市町村の動向を

ふまえながら、必要に応じ県とも協議してまいりたいと考えております。

- ② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

現時点において、福祉タクシー券及び燃料費助成ともに、所得制限・年齢制限いずれも導入することなくご利用いただいております。燃料費助成については、障がい者本人ではなく、療育手帳所持者を介護している方、また、視覚障がい者を介護している方にもご利用いただいております。近隣自治体の状況を見ましても、おおよそ同じような取り扱いとなっております。助成の対象を介護者や付き添い者まで拡大することは、障がい者の移動支援のための利用と判別が困難になり、また、補助額の増加も見込まれるため、現在の秩父市の財政状況では難しいと思われま

- ③ 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

県・市ともに厳しい財政状況の中、現行制度の維持に努めておりますが、さらなる補助額の増加は難しい現状にあります。今後、近隣自治体の動向も踏まえながら、必要に応じ県とも協議して参りたいと考えております。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 社会福祉課

毎年新たな対象者への避難行動要支援者制度の案内を送付し名簿登録者の拡大に努めています。また、随時登録も行っています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 危機管理課

秩父市では、災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、配慮を必要とする方が安心して避難できるように市と協定を結んだ社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障害者福祉施設など14施設を指定福祉避難所として指定しています。

なお、指定福祉避難所へ避難できる方は、あらかじめ市と施設との調整を終えて、避難する指定福祉避難所が指定されている方となっており、指定されていない方は、まずは近くの指定一般避難所へ避難をお願いしております。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 危機管理課

感染症への感染を心配する方や、ペットとの避難等の理由により、自宅や車中等の避難所以外

で避難生活をされる方に対しても、必要に応じて救援物資の提供や避難生活に必要な情報をメール配信するなど検討してまいります。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】社会福祉課

避難行動要支援者名簿を作成しており、町会・民生委員・社会福祉協議会・警察・消防等に情報提供を行い、災害時の避難支援に活用しております。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】危機管理課

秩父市では消防防災など危機管理体制づくりを行うため、危機管理課を設置し自然災害等に備え準備を進めているところです。

感染症の対策については、担当部局で対応しますが、感染症が発生している状況で台風や地震等の自然災害が発生し、避難所を開設する場合の感染症対策については、関係部局と協力し危機管理課で対応してまいります。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】障がい者福祉課

現在、アルコール消毒、マスクなどの衛生用品は、市中販売店等で容易に入手できる状況です。また、厚生労働省では、要望のあった事業所に対して布マスクを配布する事業を引き続き実施しており、事業所からご相談がある場合には情報提供いたします。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】地域医療対策課

入院が必要な陽性者の対応については、令和5年5月7日までは県が入院調整を行っていましたが、5月8日以降は診断した医師と受入れ先医療機関間による調整に移行しております。入院・治療については、国や県の動向を見ながら秩父保健所および秩父郡市医師会と連携してまいります。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】保健センター

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の示す方針に従って接種を進めており、障がい者支援施設を含む高齢者施設等の入所者及び従事者に対し、通常の接種とは別に、早期に施設での接種ができるよう進めております。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続

をしてください。

【回答】 障がい者福祉課

コロナ感染拡大時には、産業支援課が窓口となり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、福祉事業所に限らず、市内事業所を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大防止対策奨励金などの給付を実施いたしました。今後も引き続き、国、県の動向を注視し、市全体で支援の対応をしてまいります。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】 人事課

秩父市の採用試験では、従前より、障害者手帳を有している方は別枠の試験を実施しておりますが、手帳を有していない難病患者については、別枠としての採用試験は実施していません。また、障がい者と異なり、職員から、難病患者としての申し出を行う体制は整っておらず、難病患者の把握が十分にできていないのが現状であります。

しかし、職員の中には、手帳がない難病患者はいるものと認識しており、仮に、患っている病気により、担当している業務に支障がある場合には、所属長とも相談の上、担当業務の見直しや、場合によっては職場環境を変更するなどの配慮を行い、その職員が病気を理由に離職することなく、安心して働き続けられるような対応を実施しております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育こども課

特定の保育施設を希望しているために待機となっている人を除いては、令和5年4月1日時点の待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育こども課

0歳児160人、1歳児244人、2歳児299人、3歳児316人、4歳児330人、5歳児328人

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育こども課

公立保育所につきましては、保育の需要を勘案しつつ引き続き維持管理を務めております。また、私立の認可保育所、認定こども園につきましては、事業者から具体的に新設の申出があった際に、未就学児の人口推移及び保育の需要を踏まえた上で判断し支援してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 保育こども課

本市では、市単独補助金として障がい児保育補助金制度を設け、民間保育所等で一定以上の障がいがある児童を受け入れた場合、児童の障がいの程度に応じて、当該障がい児担当職員の雇用に要する経費について補助を行っています。補助金額につきましては、需要等を精査し、見直してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 保育こども課

本市では、「第2期秩父市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、国・埼玉県の交付金及び補助金を活用して施設整備の補助を行い、民間幼稚園等の認定こども園への移行及び認可保育所を新設することで、保育の受入枠を確保するとともに、教育・保育の充実を図りました。

当市内に認可施設への移行希望のある認可外保育施設の申出が来た場合、事業者の意向を把握し、未就学児の人口推移及び保育の需要を踏まえた上で判断し的確な支援ができるようにしてまいります

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】 保育こども課

少人数保育を実施するためには、年齢ごとの基準を満たす保育士の人材確保、年齢ごとの児童

一人あたりの面積基準を満たす保育室を確保したうえで、部屋を分ける等の課題もありますので、国・県の財政的な支援がなく、市単独では難しい状況であるため、今後も保育の需要を踏まえたいうで判断してまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】 保育こども課

「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたが、秩父市の公立保育所及び公立認定こども園では、国の配置基準よりも手厚い体制の基準で配置しております。今後も子どもにとって安全で適切な保育が実施されるよう、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】 保育こども課

多子世帯については、住民税額によって、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料としています。また、ひとり親世帯・障がい児（者）のいる世帯については、住民税額によって、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無料としています。

(2) 給食費食材費（副食費）を無償化してください。

【回答】 保育こども課

所得が低い世帯の副食費、所得に関わらず第3子以降の副食費を免除しています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育こども課

現在、当市では認可外保育施設は事業所内に設置されている施設のみですが、県レベルでの研修の受講を勧奨し、また、書面調査及び立入調査等により指導監督を行っていきます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育こども課

保育の需要に合わせ、公立保育施設の統廃合を計画的に実施しております。また、当市では育児休業中も保育施設の利用が可能です。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 学校教育課

学童保育の待機児童の解消に向けましては、子ども子育て支援事業計画に沿って、民間施設との連携による対策を実施していくとともに、放課後子ども総合プランに即した学校施設の積極的な活用を図り、支援体制の充実に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 43 市町(63 市町村中 68.3%)、「キャリアアップ事業」で 30 市町（同 47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 学校教育課

学童保育室指導員の処遇改善につきましては、民間学童クラブへの委託事業として実施している放課後児童支援員処遇改善事業及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の活用について、引き続き実施してまいります。

また、両事業を活用していない民間学童保育室に対して、周知してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 学校教育課

当事業は、埼玉県放課後児童健全育成事業として実施されている埼玉県の事業であり、今後、対象の拡大に向け埼玉県へ要望してまいります。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】 保育こども課

平成 30 年 10 月より、制度の対象を 18 歳年度末まで拡充しており、今年 10 月より始まる埼玉県内の現物給付の対象も同様に 18 歳年度末になります。

- (2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】 保育こども課

平成 30 年 10 月より、制度の対象を 18 歳年度末まで拡充いたしました。

- (3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

【回答】 保育こども課

今後、対象の拡大に向け、要望してまいります。

- (4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を 18 歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】 保育こども課

令和 4 年 10 月より埼玉県内の子ども医療費無償化の対象年齢は 18 歳年度末になっております。

- (5) 政府は、子ども医療費無償化を 18 歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】 保育こども課

今後、定額負担をしないよう、要望してまいります。

10. 子育て支援を拡大してください。

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18 歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】 保険年金課

少子化対策にも繋がることも考慮し、子ども(18 歳以下)の均等割金額相当の財政支援を国・県へ要望するよう検討してまいりたいと思います。

- (2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】 保健給食課

給食食材は安定供給が可能な国産のものを使用しております。

米に関しては平成 24 年度から年 2 回地元産の米を提供しています。その他食材に関して、地元農産物を優先的に使用できるよう関係各所と調整を図りたいと存じます。

次に無償化についてですが、学校給食法第 11 条の規定では学校給食で使用する食材は保護者負担とされております。秩父市では給食費の一部補助事業を実施しており、保護者の経済的負担の軽減を図っております。

また、近年の新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、毎年段階的に補助金額を拡充しながら、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりました。

今後も経済状況等を考慮しながら、給食費の無償化を含めた軽減策を検討してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】社会福祉課

生活保護制度の正しい理解を進めるため、「生活保護のしおり」は、誰でも自由に手に取れるよう、常に社会福祉課カウンター前のパンフレットスタンド等に置いてあります。また、ホームページにも「まずは相談ください」と、表示しております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】社会福祉課

厚労省から通知される以前から、面接相談時及び申請後の訪問調査時において、個別具体的に扶養義務者にかかる状況を聴き取り、「明らかに扶養の履行が期待できない者」に対しては、扶養照会は行っておりません。

なお、扶養照会を行う場合には、申請者の理解を得た上で行ってまいります。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】社会福祉課

生活保護業務について、現時点で業務委託をすることは考えておりません。また、警察官OBも雇用しておりません。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】社会福祉課

当市の「保護決定・変更通知書」は、扶助費の明細や支給額、保護の変更時期や理由等が詳細に記載されております。

なお、内容についての疑問・質問がある場合は、いつでも説明する体制を取っております。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】社会福祉課

当市のケースワーカーの人員は厚労省の標準数を上回っております。また、当市のケースワーカー 7 人中、すべてが社会福祉主事の有資格者(取得見込 1 名含む)であり、うち 3 人については社会福祉士の有資格者です。

コロナ禍により、研修が中止になるなど、十分に参加ができない状況ではありますが、県等が実施する研修には積極的に参加するとともに、OJTなどの所内教育により資質向上に努めております。

近年の事務の複雑化や支援困難世帯の対応等で、ケースワーカーの負担は増加しております。今後も引き続き必要人員の確保や有資格者の配置などについて、人事当局へ働きかけると共に、ケースワーカーの資質向上に努め、生活保護制度の適切な運営と生活保護受給世帯への親切・丁寧な対応に努めてまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】社会福祉課

当市では、申請時に居住する場所がない方に対しては、詳細を伺った上で、一時的にでも居住する場所がなく、速やかなアパート契約などが行えない方に対し、無料定額宿泊所を案内することはありますが、強要することはありません。また、入所者がアパート等での生活を望んでいる場合には、制度の範囲内での転居であれば、その希望を妨げることはありません。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】社会福祉課

世界的な気候変動により、今夏も日本全国で真夏日を超える日が続き、熱中症の危険性が高くなっております。また、燃料費や物価の高騰により、生活が大変厳しい状況と理解をしております。

当市といたしましても、熱中症予防のため、安心してエアコン等が利用できる環境が必要と考えておりますので、夏季加算につきまして、国に要望してまいります。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】社会福祉課

生活保護受給者や生活困窮者への就労・自立支援の強化、総合的な相談体制の構築、貧困の連鎖の防止等を目指しつつ、職員の連携を強化し、生活保護の捕捉率向上にも努めてまいります。